

○電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令第六十七号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(特定基地局の開設計画の認定)</p> <p>第17条の2 免許規則第25条の4の申請書及び開設計画書を受 理したときは、法第27条の13第4項各号の規定に基づき、そ の申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合してい ると認めるときは、認定する。ただし、同項各号に適合する開設 計画に指定することのできる周波数が不足する場合には、当該開 設計画の開設計針への適合性の度合い及び実施の確実性の度合い からみて最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もって公 共の福祉の増進に寄与するものが優先するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 周波数の範囲が通信系<u>又は放送系</u>に含まれる特定基地局の 総数及びそれぞれの特定基地局の設置場所、必要と認められる 通信量等からみて、当該通信系<u>又は当該放送系</u>に含まれる特定 基地局の目的を達成するため必要最小限のものであること。</p> | <p>(特定基地局の開設計画の認定)</p> <p>第17条の2 免許規則第25条の4の申請書及び開設計画書を受 理したときは、法第27条の13第4項各号の規定に基づき、そ の申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合してい ると認めるときは、認定する。ただし、同項各号に適合する開設 計画に指定することのできる周波数が不足する場合には、当該開 設計画の開設計針への適合性の度合い及び実施の確実性の度合い からみて最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もって公 共の福祉の増進に寄与するものが優先するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 周波数の範囲が通信系に含まれる特定基地局の総数及びそ れぞれの特定基地局の設置場所、必要と認められる通信量等か らみて、当該通信系に含まれる特定基地局の目的を達成するた め必要最小限のものであること。</p> |